

令和2年 第3回臨時会

令和2年 5月22日 開会
令和2年 5月22日 閉会

網 走 市 議 会

令和2年網走市議会第3回臨時会会議録目次

〔5月22日（金曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	1
開会宣告	1
本日の会議録署名議員	1
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	2
日程第2 議案第1号～第3号	3
諸般の報告（追加）	4
議事日程第1号の追加及び変更	4
日程第3 委員会審査報告案3件（議案第1号～第3号）	4
日程第4 意見書案第1号～意見書案第2号	5
閉会宣告	6

5月22日 (金曜日) 第1号

令和2年第3回臨時会
網走市議会会議録第1日
令和2年5月22日(金曜日)

○議事日程第1号

令和2年5月22日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 議案第1号～第3号

○議事日程第1号の追加及び変更

日程第3 委員会審査報告案3件(議案第1号～議案第3号)

日程第4 意見書案第1号～第2号

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付した事

件(1)

議案第1号 令和2年度網走市一般補正予算
(原案可決)

議案第2号 網走市税条例等の一部を改正する条例制定について(同)

議案第3号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について(同)

意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化と迅速かつ強力な対応等を求める意見書提出について(同)

意見書案第2号 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長等を求める意見書提出について(同)

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司

村椿敏章

山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 川田昌弘
企画総務部長 岩永雅浩
市民環境部長 酒井博明
健康福祉部長 桶屋盛樹
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 田口徹
建設港湾部長 吉田憲弘
水道部長 脇本美三
庁舎整備推進室長 後藤利博
企画調整課長 北村幸彦
総務防災課長 田邊雄三
財政課長 古田孝仁

……………
教育長 三島正昭
学校教育部長 林幸一
社会教育部長 吉村学

○事務局職員

事務局長 武田浩一
次長 伊倉直樹
総務議事係長 神谷浩一
総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早淵由樹

午前10時00分開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和2年網走市議会第3回臨時会を開会します。

○井戸達也議長 本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、山

田庫司郎議員、村椿敏章議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告は既に印刷してお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

まず、議会運営委員長から本臨時会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

近藤憲治議会運営委員長。

○近藤憲治議員 一登壇一 本年、第3回臨時会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る5月19日に議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議会運営委員会当日におきます本臨時会の付議予定案件は、議案3件、意見書案2件、その他会議に付すべき事件1件の合わせて6件であります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は本日1日とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます。本委員会の結果報告といたします。

○井戸達也議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありました。そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定しました。

なお、本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもって印刷して配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 それでは、ここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 令和2年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集を頂き、御審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関し、現在のところ、網走市内において感染は確認をされておりましたが、市民の皆様におかれましては、見えないウイルスへの不安と日常が戻らない日々への焦燥感の中でお過ごしのことと拝察をし、誠に心苦しく存じているところでございます。

こうした中、医療をはじめとする最前線で働く現場の皆様には、この状況下において市民生活を支えていただいておりますことに、改めてこの場を借りて感謝を申し上げたいと存じます。

一方、全国的な問題といたしまして、最前線で働く方々に対し、心ない言葉を浴びせ、誹謗中傷するなどの事象があるとの報道がされているところでございます。

加えて、感染が発生した場合、人権を侵害する事例が各地で散見をし、御本人はもとより、周辺の方たちも大変心を痛められていると、このように聞いているところでございます。

感染に関しましては、公的な情報を網走市ホームページでお知らせをしているところでもあり、市民の皆様には根拠のない風説が飛び交い、心ない言葉が交わされることのないよう、お願いを申し上げます。

さて、5月13日に北海道より休業要請などを一部緩和する旨の方針が示され、5月18日から網走市の施設の一部において、利用の再開をいたしました。

また、地域経済の状況に鑑み、市独自の支援の対策を講じてきたところであります。

対象となられる事業者の皆様方におかれましては、ぜひ御活用いただきますと同時に、社交飲食応援お食事券の販売を5月28日といたしますが、御利用可能日につきましては、北海道の休業要請解除となつてからとさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

本臨時会で御提案を、今日申し上げております案件は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の延長と、これまでの休業要請による影響を踏まえ、市の緊急対策の追加として、小売業、卸売業などの営業継続支援及び社交飲食店への追加支援並び

に国の児童手当臨時特別給付金の給付に合わせて、市独自の子育て世帯の支援に係る事業費の追加、また、東京農業大学生物産業学部キャンパス分散入構に伴う農大線臨時バス運行経費の支援負担金に係る債務負担行為の設定及び網走市税条例等の改正についてであります。

議案の細部につきましては、後ほど担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

○井戸達也議長 次に、日程第2、議案第1号から議案第3号までの合わせて3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第1号から議案第3号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で1億7,170万円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、一般会計議案第1表に記載のとおりでございます。

2、債務負担行為の補正では、債務負担行為を新たに設定するものでございまして、一般会計の農大線臨時バス運行経費支援負担金として、債務負担限度額、東京農業大学生物産業学部協力が行う農大線臨時バス運行に係る経費のうち網走市が負担すべき額を追加しようとするものでございます。

追加の内容は、一般会計議案第2表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りをしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源となります歳入の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承頂きたいと存じます。

初めに、民生費の児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業では、国の子育て世帯への臨時特

別給付金の給付に係る経費として4,400万円の追加でございます。

その下、子育て世帯支援金給付事業では、市独自の子育て世帯支援金として4,000万円の追加でございます。

商工費の商工振興費、社交飲食店支援金給付事業では、社交飲食店に対する支援金として2,420万円の追加でございます。

その下、営業継続支援金給付事業では、事業者に対する支援金として6,350万円の追加でございます。

以上が、令和2年度網走市一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額はございません。

1枚めくっていただき、6ページを御覧願います。

この表は、債務負担行為の支出額に関する調書でございます。当該年度以降の支出額を本表のとおりとするものでございます。

次に、議案第2号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料8ページ、資料2号を御覧願います。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は扶養親族に係る申告書等の改訂。2点目は個人市民税における非課税措置等の変更。3点目は払戻請求権放棄に伴う寄附金税額控除の拡充。4点目は事業所得や住宅借入金等特別税額控除などの課税特例等の延長。5点目は所有者不明の固定資産の納税義務者に係る使用者の規定。6点目は固定資産の現所有者に係る申告の規定。7点目は特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税の特例の改正。8点目は浸水被害軽減地区に指定された土地に係る固定資産税の特例の創設。9点目は認定先端設備等導入計画により取得した事業用家屋などに係る固定資産税の特例の拡充。10点目はたばこ税の課税免除手続の簡素化。11点目はたばこ税の課税標準となる本数換算の変更。12点目は法人市民税の納期限延長の適用を受けた場合の延滞金の割合。13点目は新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請手続等。14点目は地方税法等の改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、

3の施行期日等に記載のとおりでございます。

次に、議案第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料64ページ、資料3号を御覧願います。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は浸水被害軽減地区に指定された土地に係る都市計画税の特例の創設。2点目は地方税法等の改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置等につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

以上、議案第1号から議案第3号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま提出されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

なお、大綱質疑につきましては、案件の概要と主たる疑問点を解明することを目的に行うものであり、基本的なもの、方針との関連、その展望などとどめていただき、細部にわたる事務的、技術的内容の質疑は、付託後の委員会で審査することになりますので、あらかじめ承知願います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました案件につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の各常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 ここで、各常任委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから、承知願います。

午前10時13分休憩

午前11時48分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本臨時会の付議事件として委員会審査報告案3件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第1号の追加及び変更について、お諮りします。

既に印刷してお手元に配付のとおり、委員会審査報告案3件が提出されておりますので、議事日程第1号の追加及び変更のとおり決定したいと思います。が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第1号の追加及び変更のとおり決定されました。

○井戸達也議長 次に、日程第3、委員会審査報告案3件、議案第1号から議案第3号までの合わせて3件を一括して議題とします。

本件は、休憩前の本会議において、関係委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 一登壇一 今臨時会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について、議案第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定についての合わせて3件であります。

本件につきましては、先ほど本会議におきまして当委員会に付託され、休憩中に開催しました委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号から議案第3号につきましては、いずれも委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告とします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、永本浩子委員長。

○永本浩子議員 一登壇一 今臨時会において、文

教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の1件であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、休憩中に開催いたしました委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号につきましては、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、一括して採決を行います。

お諮りします。

上程中の議案第1号から議案第3号までの合わせて3件については、各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの合わせて3件は各委員長の報告のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に日程第4、意見書案第1号新型コロナウイルス感染症対策のさらなる強化と迅速かつ強力な対応等を求める意見書提出について、及び意見書案第2号公共施設等適正管理推進事業債の期間延長等を求める意見書提出についての2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

立崎聡一議員。

○立崎聡一議員 ー登壇ー ただいま御上程いた

きました意見書案第1号新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化と迅速かつ強力な対応等を求める意見書提出について、及び意見書案第2号公共施設等適正管理推進事業債の期間延長等を求める意見書提案についての2件について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、意見書案第1号についてですが、今や全世界と感染が広がった新型コロナウイルス感染症は、200の国や地域を越える各地で未曾有の危機をもたらし、死亡者数も5月14日現在で29万7,000人に上っています。

日本国内においても、政府は4月4日、東京、神奈川、大阪など7都府県に緊急事態宣言を発出し、さらに同16日はその対象地域を全国に拡大し、北海道を含む13都道府県を特定警戒都道府県と指定しました。その後、5月4日には期間の延長を経て、同14日に感染状況の落ち着きが見えてきた39県、同21日に大阪、京都、兵庫で緊急事態宣言が解除されたところでありますが、道央圏での感染が広がりを見せ、北海道は引き続き宣言の対象地域となったままの状況であります。

このような状況下において、政府は令和2年度補正予算で特別定額給付金や中小企業、個人事業主を支える持続化給付金、休業協力金等にも支出を可能とする総額1兆円の地方創生臨時交付金等を立て続けに打ち出していますが、ウイルスとの闘いは長期化の様相を呈しています。

一義的には、治療薬やワクチンの確立により感染拡大を終息させることが目指すべきゴールであります。同時に苦境に陥っている事業者や個人を救い、暮らしに行き詰まるような人を誰一人として出さないためにも、引き続き大規模な経済対策を迅速かつ効果的に実行することが重要です。あわせて、終息後を見据えて、地域経済をV字回復していくために大胆な施策の実行も求められています。

以上のことを踏まえ、政府におかれましては、新型コロナウイルス感染症から国民の生命と健康を守り、国民の暮らしに与える影響を最小限のものとするべく、国民の協力を得ながらこの難局を乗り越えるために力を尽くすことを強く要望し、意見書を提出するものであります。

次に、意見書案第2号についてですが、我が国において地震、津波、台風、豪雨、豪雪等の自然災害は近年、大規模、複雑化する傾向にあり、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の

崩壊、土砂崩れなど各地に甚大かつ深刻な被害をもたらしております。

こうした災害から国民の生命、身体と財産を守り、我が国の地域社会や経済活動を将来にわたって維持・発展させるためには、国と地方が一体となり、国全体の防災・減災の取組をはじめ、従来の生活を早期に取り戻すための復元性を強化する国土強靱化をさらに加速させることが不可欠であります。

当市においても厳しい財政状況の中、必要な財源をいかに確保するかという課題に常に直面しております。加えて、目下の新型コロナウイルスの感染拡大とその防止のために緊急事態宣言の発令による地域経済の大幅な落ち込みなど、地域での公共施設の建替等の事業を推進していくにあたり、障壁となりにかねない様々な事象が発生しております。

ひいては、当市が新庁舎の建設に当たり、活用を検討している公共施設等適正管理推進事業債、市町村役場機能緊急保全事業については、耐震化が未実施の自治体における庁舎建て替えに際し、極めて貴重な財源となっておりますが、その事業年度は平成29年度から令和2年度までの4年間となっているため、新型コロナウイルス感染症に関連する様々な事象を鑑みますと、その時間的条件と実現可能性との兼ね合いに一抔の懸念が示される状況となっております。

以上のことから、公共施設等適正管理推進事業債制度を令和3年度以降も継続すること、及びその内容の充実・強化を図ることを強く要望し、意見書を提出するものであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に御配付のとおりであります。

どうか議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、提案説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

上程中の意見書案第1号及び意見書案第2号はいずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号は可決と決定されました。

○井戸達也議長 以上で、本臨時会の付議事件は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年網走市議会第3回臨時会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午後0時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 山田庫司郎

署名議員 村椿敏章